

令和8年熊本地震 緊急支援基金

助成募集要項

一般財団法人ひなた未来創造ファンド

1. 助成の目的

一般財団法人ひなた未来創造ファンドでは、令和8年熊本地震の発生を受け、被災された方々や被災地域を支える活動を応援するため、「令和8年熊本地震 緊急支援基金」を設置し、皆さまからのご寄付をお預かりしています。

本助成では、本基金に寄せられた寄付金を活用し、宮崎県内を拠点として活動し、令和8年熊本地震の被災地域において被災者支援や復旧・復興支援等に取り組む団体に対して助成を行います。

特に、発災直後から被災地域のニーズに応じて行われてきた支援活動を資金面から支えることを目的とし、対象となる活動期間内であれば、申請前にすでに実施した活動に要した経費についても助成対象とします。

2. 対象となる団体

次の要件を満たす団体を対象とします。

- 宮崎県内を拠点として活動している団体であること
- 令和8年熊本地震の被災地域において、被災者支援や復旧・復興支援等を実施している、または実施予定であること
- 団体としての活動実態が確認できること
- これまでの活動状況・活動実績を確認できる資料を提出できること

※法人格の有無は問いません。任意団体も申請できます。

※個人での申請は対象となりません。

3. 対象となる活動

令和8年熊本地震の被災地域において行う、被災者・被災地域の支援に資する活動を対象とします。

【活動例】

- 被災者への生活支援
- 被災地域での災害ボランティア活動
- 支援物資の提供・運搬
- 被災者の生活再建に向けた支援
- 復旧・復興に向けた活動
- その他、被災者・被災地域の支援に必要と認められる活動

申請された活動が助成対象に該当するかどうかは、申請内容をもとに審査します。

4. 対象となる活動期間

2026年7月28日（発災日）～2026年10月31日

本助成では、申請後に実施する活動だけでなく、上記の対象期間内に申請前に実施した活動も対象とします。

5. 助成金について

助成総額：260,000円

2026年8月31日までに「令和8年熊本地震 緊急支援基金」へお寄せいただいた寄付金270,617円のうち、260,000円を今回採択する団体への助成原資とします。

残額は、助成金の振込手数料など、本基金の運営に必要な経費として活用します。

1団体あたりの助成上限額・下限額はあらかじめ設定していません。申請団体は、対象となる活動に必要な経費を算出し、申請希望額とその経費内訳を申請してください。

申請内容、活動の必要性、経費の内容、応募状況等をもとに理事会で審査を行い、採択団体および各団体への助成額を決定します。

なお、審査の結果、申請希望額の全額を助成できない場合があります。

※260,000円は、今回採択するすべての団体に配分する助成金の総額です。1団体あたり260,000円を助成するものではありません。

6. 対象となる経費

対象となる活動の実施に直接必要な経費を助成対象とします。

【対象経費の例】

- 交通費
- 燃料費
- 宿泊費
- 支援物資の購入費
- 消耗品費
- 資機材費・資機材の借上げ費
- 通信費
- その他、活動の実施に直接必要と認められる経費

人件費、謝金、飲食費、備品購入費等については、申請内容や活動との関連性等を確認のうえ、助成対象となるかを審査します。

申請時には、申請希望額の経費内訳を記載してください。

※同一の経費について、他の助成金・補助金等との重複申請はできません。

7. 募集期間

2026年9月7日（月）～9月20日（日）18時まで

8. 申請方法

所定の申請フォームに必要事項を入力し、必要資料を添付のうえお申し込みください。

申請フォームでは、主に次の内容をご記入いただきます。

- 団体名・代表者名・連絡先
- 団体の概要
- 実施した、または実施予定の活動内容
- 活動地域
- 活動の実施状況・今後の予定
- 申請希望額
- 申請希望額の経費内訳
- その他、審査に必要な事項

あわせて、**これまでの活動状況・活動実績が確認できる資料**をご提出ください。

活動状況・活動実績を確認できる資料の形式は問いません。

活動報告書、活動時の写真、ホームページ・SNS等での活動報告、チラシ・広報物等、これまでの活動状況や活動実績が確認できるものをご提出ください。

任意団体については、団体の規約・会則等、団体としての活動実態を確認できる資料の提出をお願いする場合があります。

9. 審査・助成決定

申請内容をもとに、一般財団法人ひなた未来創造ファンドの理事会において審査を行います。

【審査にあたって確認する事項】

- 被災者・被災地域のニーズに応じた活動であるか
- 被災者・被災地域への支援として必要性が認められるか
- 活動内容が具体的かつ実行可能であるか
- 申請された経費が活動内容に照らして妥当であるか
- これまでの活動状況・活動実績が確認できるか

審査の結果、申請希望額から減額して助成を決定する場合があります。

採否および助成決定額については、申請団体へ個別にご連絡します。

10. 助成決定後について

助成決定後、約4週間以内に申請団体名義の指定口座へ助成金をお振り込みします。

報告方法および提出期限等の詳細については、助成決定時にご案内します。

11. その他

- 申請内容について、審査に必要な範囲で追加資料の提出や聞き取りをお願いする場合があります。
- 申請内容に虚偽があることが判明した場合や、助成決定後に対象要件を満たさないことが判明した場合は、助成決定を取り消す場合があります。
- 助成金が対象活動以外の目的に使用された場合は、助成金の全部または一部の返還を求める場合があります。
- 必要に応じて、ヒアリングをさせていただく場合がございます。